

# 兵庫県公報

令和6年12月16日 月曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

○ 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課）… ページ 2

## 公布された法令のあらまし

### ◎本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正により、同条例に定める本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務から準法定事務（住民基本台帳法に規定する本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務に準ずる事務をいう。）と重複する事務が削除されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 兵庫県規則第42号

## 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の3の項事務の欄(1)中「同法第77条第1項」を「法第77条第1項若しくは第78条の2第1項若しくは第2項」に改め、同欄(2)中「第78条第1項から第3項まで」を「第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項まで」に改め、同表29の項事務の欄(1)から(5)までを削り、同欄(6)中「係る法」を「係る生活保護法（以下この項において「法」という。）」に、「返還に係る費用」を「費用の返還」に、「の規定に準じて行う徴収に係る費用（法第78条の2第1項及び第2項の規定に準じて行う徴収に係る徴収金を含む。）の」を「若しくは第78条の2第1項若しくは第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収に係る」に改め、同欄(6)を同欄(1)とし、同欄(7)中「(7)に」を「(2)に」に改め、同欄(7)を同欄(2)とし、同表30の項事務の欄(1)中「。以下「就学支援金法」という。」及び「。以下同じ」を削り、同表30の2の項から32の項までを削り、同表33の項中「別表第2の33」を「別表第2の31」に改め、同表33の項を同表31の項とする。

別表第3の6の項を削り、同表7の項中「別表第3の1の項事務の欄(7)」を「別表第3の1の項事務の欄(6)」に改め、同表中7の項を6の項とし、8の項を削り、9の項を7の項とし、10の項から12の項までを8の項から10の項までとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。